

生駒市条例第 3 4 号

R A K U－R A K Uはうす条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

生駒市長 小 紫 雅 史

R A K U－R A K Uはうす条例を廃止する条例

R A K U－R A K Uはうす条例（平成 1 3 年 4 月生駒市条例第 1 2 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の R A K U－R A K Uはうす条例（以下「旧条例」という。）第 7 条の規定により納付を受けた使用料に対する旧条例第 8 条の 2 の規定の適用については、令和 8 年 5 月 3 1 日までの間、なお従前の例による。